出先機関の事務・権限の見直しの経緯

21.11.19PT 会議資料　参考２

H19.5.25
経済財政諮問会議

経済財政諮問会議有識者議員提出資料「国の出先機関の大胆な見直し」
・8 府省 17 出先機関を提示
・国の出先機関の事務のうち多くを地方自治体で行っており合理化の可能性大

H19.6.19「経済財政改革の基本方針 2007」
・地方支分部局の抜本改革に向け、地方への移譲と合理化を「地方分権改革推進委員会」において決定することを政府決定

【全国知事会等の動き】
H19.6.5「地方分権改革推進委員会と地方六団体との意見交換会」
・丹羽委員長が経済財政諮問会議有識者議員からの見直し案について具体的な意見を提示するよう、地方六団体に対し要請

H19.10.10～
・地方分権改革推進委員会が、地方支分部局についての詳細な調査結果を全国知事会等に公表
・全国知事会が地方分権改革推進委員会の調査結果を基に、出先機関の事務・権限を仕分け

H20. 2. 8
全国知事会

「国の地方支分部局（出先機関）の見直しの具体的方策」を提言
・８府省 17 出先機関（地方分権改革推進委員会が調査した機関）を検討対象
・地方農政局・経済産業局・都道府県労働局など多くの機関が廃止可能
・見直し対象出先機関職員 9.6 万人のうち、地方に移譲可能な職員は最大 7.5 万人

H20. 5.28
第１次勧告

地方分権改革推進委員会の第１次勧告
・全国知事会等からの提言（H20.2.8）などを踏まえ、「国の出先機関の改革の基本方向」を提示

H20. 8. 1
出先機関の見直し
中間報告

地方分権改革推進委員会の「国の出先機関の見直しに関する中間報告」
・第１次勧告で示した国の出先機関の「事務・権限の仕分け」を具体化し、国の出先機関の「組織の見直しの方向」を提示

・分権委事務局で 8 府省 17 出先機関(15 系統)の事務・権限を洗い出し(408 事項)
・各府省に見解を照会

H20. 9.16
各府省見解公表

国の出先機関の事務・権限の仕分けに関する各府省の見解を公表
・8 府省 15 系統の出先機関の事務・権限 408 事項

・主要事項について関係府省と順次公開討議
・知事会への意見照会（H20.9.24）・回答（H20.10.21）

H20.12. 8
第２次勧告

地方分権改革推進委員会の第２次勧告
・８府省 15 系統の 116 事項の事務・権限の見直しについて勧告

H21. 3.24
出先機関の見直し
工程表

政府地方分権改革推進本部において「出先機関改革に係る工程表」を決定
・第２次勧告を踏まえ今後おおむね３年間の主な工程を示す計画
・116 事項の事務・権限の見直し

H21.7.23, 7.30
人材調整準備本部
（実務検討会）

人材調整準備本部において各省庁から実態把握ヒアリングを実施
・116 事項のうち地方自治体への事務・権限の移譲が伴うと想定される 53 事項について関係省庁から説明